

【報告事項】

各種ガイドライン等の改正について

1. 「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の一部改正について 【参考資料 4-1】

＜経緯＞

今年度において、研究不正疑い事例の公表が散見されている。今後、研究機関が設置した調査委員会によって研究不正と認定された場合、配分機関としての措置を検討することとなる。当該ガイドラインにおいて、配分機関としての措置に関する規定の適用は「平成 27 年度当初予算以降（継続を含む。）における厚生労働省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動」を対象としており、それ以前に配分された研究における認定された不正行為に対しては、平成 19 年に策定された旧指針の適用を受けることから、これを明確化する必要が生じた。

＜改正の概要＞

「適用」において、『平成 26 年度以前の厚生労働省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動については、廃止前の「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 4 月 19 日科発第 0419003 号・医政病発第 0419001 号）の規定の例による。』を追記。

2. 補助金の名称変更に伴うガイドライン・指針等の一部改正について

【参考資料 4-2、3、4】

＜経緯＞

経費目的等から厚生労働科学研究費補助金を 2 つに整理することで、それぞれの目的・特性に応じた執行を通じて、厚生労働調査研究の質をさらに高め、研究資金の効果の最大化を図ることを目的として、平成 28 年度より厚生労働科学研究費補助金のうち、いわゆる指定型のものの名称を変更したことから、これを反映させる。

＜改正の概要＞

「厚生労働科学研究費補助金」を「厚生労働科学研究費補助金及び厚生労働行政推進調査事業費補助金」に修正。

その他、最新のガイドライン名への時点修正等。

改正したガイドライン等

- ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について
- ・厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest : COI）の管理に関する指針
- ・厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について